

◎新潟県告示第1301号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年10月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県上越市浦川原区小谷島字南山1253の4、1254の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅